

## 心臓リハビリテーション認定医・上級指導士認定制度規則

- 第1章 総則
- 第2章 認定医・上級指導士認定試験
- 第3章 認定医・上級指導士資格の認定
- 第4章 認定医・上級指導士資格の更新
- 第5章 認定医・上級指導士資格の喪失
- 第6章 本制度の運営
- 第7章 規則の改廃
- 第8章 補則

### 第1章 総則

#### (理念)

##### 第1条

日本心臓リハビリテーション学会（以下「本学会」という。）は、包括的な心臓リハビリテーション実施に必要な知識と技術を有し、その理念を理解する者を心臓リハビリテーション指導士と認定しているが、ここに心臓リハビリテーション指導士の資格を有し、心臓リハビリテーション医療の質が担保された施設を運営する知識と能力を備える心臓リハビリテーション認定医・上級指導士の認定制度（以下「本制度」という。）を設ける。その理念は、心臓リハビリテーションの医学的エビデンスの構築に協力し、標準リハビリテーションプログラムに基づいて安全で効果的な心臓リハビリテーションを提供する施設を管理・統括し、さらなる発展向上に取り組む人材を確保し、以て国民の健康・福祉に貢献することである。

#### (定義)

##### 第2条

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 認定医 心臓リハビリテーション指導士資格を有し、心臓リハビリテーション医療の質が担保された施設を運営する知識と能力を備えた者であって、医師の資格を有する者をいう。

(2) 上級指導士 心臓リハビリテーション指導士資格を有し、心臓リハビリテーション医療の質が担保された施設を運営する知識と能力を備えた者であって、医師の資格を有しない者をいう。

(義務)

### 第3条

認定医・上級指導士は、自施設の心臓リハビリテーションの運営と統括に貢献し、自施設の心臓リハビリテーションの質の向上に努め、心臓リハビリテーションに関する学術活動および学会での活動を積極的に取り組み、我が国での心臓リハビリテーションの普及に努め、レジストリー制度に貢献しなければならない。

## 第2章 認定医・上級指導士認定試験

(受験資格)

### 第4条

認定医・上級指導士認定試験（以下「認定試験」という。）を受験する者は、次の条件を全て満たすことを要する。

(1) 申請時に本学会の心臓リハビリテーション指導士資格を1回以上更新し、当該年度の学会費を完納していること。

(2) 申請時から過去5年間に次の各号のいずれかに該当すること。但し、研究発表及び原著論文については症例報告を除く。

① 本学会の学術集会で筆頭者として研究発表を1回以上行い、かつ本学会誌又は査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文又は総説論文(いずれも共著可。)を1編以上発表していること。

② 本学会誌又は査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文又は総説論文を筆頭者として1編以上発表していること。

③ 本学会誌又は査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文又は総説論文を共著者として3編以上発表していること。

(3) 20例の経験実績（自施設又は関連施設における経験。）を報告すること。

(4) 所属長の推薦があること。

(認定試験の受験申請方法)

### 第5条

認定試験の受験を申請する者は、次の書類を認定医・上級指導士認定小委員会（以下「認定小委員会」という。）に提出する。

(1) 認定医・上級指導士認定申請書（活動歴を含む。）

(2) 研究発表、原著論文及び総説論文に関する本学会誌若しくは査読のある学術誌の抄録又は論文のコピー並びにそのリスト

(3) 20例の経験実績報告書（自施設又は関連施設における経験。）

(4) 所属長の推薦状

(5) 審査料 1 万 5 千円

(申請書類の審査)

#### 第 6 条

前条の申請書類の審査は、認定委員小会がこれを行う。

2. 前項の審査により第 4 条の受験資格を有すると認められた者は、認定試験を受験することができる。

(認定試験)

#### 第 7 条

認定試験は、筆記の方法により行う。

2. 認定試験で問われる内容や達成すべき目標レベルは、心血管疾患及びその合併症の重症度判定・最適治療・予後予測等に関する十分な知識を有すること、運動負荷試験に関する十分な知識を有すること、心肺運動負荷試験結果を評価し臨床データと合わせて最適な運動処方を選定できること並びに心臓リハビリテーション部門を円滑に運営するために必要な施設基準や法令の知識を有することである。

3. 認定試験は、認定小委員会が年 1 回行うものとし、その期日、場所及び受験要領は、あらかじめ本学会ホームページに公示する。

(合格者の決定方法)

#### 第 8 条

認定試験の合格者は、認定小委員会の合議による判定に基づき、認定小委員会が決定する。

### 第 3 章 認定医・上級指導士資格の認定

(認定対象者の選出)

#### 第 9 条

認定小委員会は、前条の認定試験合格者を認定医・上級指導士認定対象者（以下「認定対象者」という。）として選出する。

(認定)

#### 第 10 条

理事会は、前条の認定対象者の中から、認定医・上級指導士を認定する。

(認定証の交付及び認定期間等)

#### 第 11 条

1. 理事長は、前条の認定を受けた者に対し、認定医・上級指導士証を交付する。
2. 認定料は 1 万円とする。
3. 認定日は第 7 条第 3 項の認定試験実施年の 9 月 1 日とする。
4. 認定期間は、前項の認定日から 5 年間とする。
5. 初回の認定医・上級指導士認定のときには心臓リハビリテーション指導士資格も同時に更新する。前 2 項の認定期間満了後に第 4 章に定める更新を希望しないときは、心臓リハビリテーション指導士のみ更新することができる。

(年会費)

#### 第 12 条

認定医・上級指導士は、理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

2. 第 4 章に定める資格更新後の年会費は、前項と同様とする。
3. 第 5 章により資格を喪失した場合でも、納入済みの年会費は返還しないものとする。

### 第 4 章 認定医・上級指導士資格の更新

(認定医・上級指導士資格の更新)

#### 第 13 条

認定医・上級指導士は、その資格を更新することができる。

2. 前条の更新手続きは、認定小委員会が年 1 回行うものとし、その申請要領は、あらかじめ本学会ホームページに公示する。

(更新申請資格)

#### 第 14 条

認定医・上級指導士の更新を申請する者は、次の 3 条件を全て満たすことを要する。

- (1) 本規則第 26 条に定める研修単位を 75 単位 (学術集会への 2 回以上の参加かつ学会が指定した必須プログラム (医療安全に関する講習を含む。) の参加を含むこと。) 以上取得していること。
- (2) 申請時から過去 5 年間に次の各号のいずれかに該当すること。但し、研究発表及び原著論文については症例報告を除く。
  - ① 本学会の学術集会で筆頭者として研究発表を 1 回以上行い、かつ本学会誌又は査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文又は総説論文 (いずれも共著可。) を 1 編以上発表していること。
  - ② 本学会誌又は査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文又は

総説論文を筆頭者として1編以上発表していること。

③本学会誌又は査読のある学術誌に心臓リハビリテーションに関連する原著論文又は総説論文を共著者として3編以上発表していること。

(3) 認定期間満了までに更新手続きを行った者であること。

2. 更新の猶予期間は心臓リハビリテーション指導士に準ずる。

(更新の申請方法)

#### 第15条

認定医・上級指導士の更新を申請する者は、次の書類を認定小委員会に提出する。

(1) 認定医・上級指導士更新申請書(活動歴を含む。)

(2) 前条第1号に定める研修単位の取得を証明する書類

(3) 研究発表、原著論文及び総説論文に関する本学会誌若しくは査読のある学術誌の抄録又は論文のコピー並びにそのリスト

(更新申請書類の審査及び認定対象者の選出)

#### 第16条

前条の申請書類の審査は、認定小委員会がこれを行う。

2. 認定小委員会は、前項の審査により第14条第1項の条件を満たすと認められる者を認定医・上級指導士更新認定対象者(以下「更新認定対象者」という。)として選出する。

(更新の認定)

#### 第17条

認定医・上級指導士資格の更新は、前条第2項の更新認定対象者の中から、理事会が認定する。

(認定証の交付及び更新期間等)

#### 第18条

理事長は、前条の認定を受けた者に対し、認定医・上級指導士証を交付する。

2. 更新料は1万円とする。

3. 認定日は第12条第2項の更新申請の年の9月1日とする。

4. 更新期間は、前項の認定日から5年間とする。

## 第5章 認定医・上級指導士資格の喪失

### (資格の喪失)

#### 第19条

認定医・上級指導士は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 認定医・上級指導士を辞退したとき。
- (2) 認定医・上級指導士の更新を受けないとき
- (3) 本学会会員の資格を喪失したとき。
- (4) 第20条により認定医・上級指導士の資格を取り消されたとき。

2 前項により資格を喪失した場合、認定小委員会に対し、速やかに認定証を返還する。

### (資格の取消)

#### 第20条

理事長は、認定医・上級指導士が次のいずれかに該当すると認めるときは、理事会の承認を経て、何時でも認定医・上級指導士の資格を取り消すことができる。

- (1) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- (2) 認定医・上級指導士としてふさわしくない行為が認められたとき。

2 前項の規定により、認定医・上級指導士資格を取り消す場合は、決定の前に当該認定医・上級指導士に弁明の機会を与えなければならない。

3. 認定医・上級指導士が第1項第2号に該当する場合は、定款第11条第1項第2号に該当するものと看做す。

## 第6章 本制度の運営

### (認定小委員会の設置と所掌事務等)

#### 第21条

本学会に認定小委員会を置く。

2. 認定小委員会は、この規則に特別に定めがある場合を除くほか、本制度に関する一切の業務を行う。

3. 認定小委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 認定試験を行うこと。
- (2) 認定試験の実施に関する事項について審議すること。

### (認定小委員会委員長の職務)

#### 第22条

認定小委員会の委員長は、小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図る。

(公示方法)

第 23 条

本制度の運営に関する決定事項は、本学会ホームページ等によって会員に告知する。

第 7 章 規則の改廃

(規則の改廃)

第 24 条

本規則の改廃は、認定小委員会の審議を経て理事会の決議による承認を受け、評議員会に報告するものとする。

第 8 章 補則

(施行日)

第 25 条

本規則は、平成 27 年 2 月 1 日より施行する。

(研修単位)

第 26 条

研修単位は、心臓リハビリテーション指導士制度の認定点数に従って認定する。